

学校教育法施行規則の改正について(要綱案)

一. 専門職大学及び専門職短期大学の設備、編制、学部及び学科（第142条関係）

1. 専門職大学の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準の定めるところによること。
2. 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準の定めるところによること。

二. 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算（新設）

1. 学校教育法第八十八条の二に規定する実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。
2. 専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一を超えてはならないとする。

三. 学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置（第167条関係）

専門職大学等において、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下「教育課程等の状況」という。）について受けるものとされている認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合に係る文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とすること。

- (1) 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であって、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること
- (2) 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること

四. 教育研究活動等の状況についての情報の公表（第172条の2関係）

専門職大学等にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとする。

五. その他

その他所要の改正を行うこと。

六. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。